リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提 出 日	2022年3月25日
管理表No.	0113-18　　改訂00

項目	コメント内容
外部火災 （第９条）	森林火災の評価について，FARSITEを用いた評価（評価条件等の評価プロセス）は事業許可時点では補足説明資料であるため，詳細設計として設工認の添付書類の計算書とすべきではないか（試験研究炉では記載している）。

（回　答）

外部火災（森林火災）のFARSITEの評価については，事業（変更）許可の補足説明資料で評価条件等の評価プロセスの確認を受けるとともに，事業（変更）許可申請書の本文には同評価を用いた評価結果（最大火線強度，防火帯幅及び火炎輻射強度）を記載し，許可を受けている。

一方，設工認においては，上記事業（変更）許可時のFARSITEの評価プロセスについて，補足説明資料※1として提出しているものの，事業（変更）許可の本文記載値の算出に用いたFARSITEの評価プロセスからの変更はないため，先行電力の記載レベルも参考にして，設工認の添付書類としての提出対象外としている。

また，他事業者※2の設工認における FARSITE 評価プロセスの記載状況を調査した結果，研究炉（JRR-3）以外は当社と同様にFARSITE評価プロセスについては事業（変更）許可を得た評価結果を用いる記載であることを確認した。

※１：補足説明資料「自然現象等による損傷の防止について」(2021年12月６日　設２－補－015）の「参考資料　・資料４ 第１１条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」参照。

※２：発電炉（KK7,東二，女川2），再処理施設（六ケ所再処理），加工施設（三菱原子燃料）及び研究炉（JRR-3）の設工認の添付書類のFARSITE評価プロセスの記載有無を調査。

以　上